

## 豊川駅東土地区画整理事業地区内 工事仕様書

### (土地の使用)

重機および工事用資材置場として、使用収益開始していない土地を利用する場合は、区画整理課に土地使用申請を行い、その指示に従います。

### (埋戻し)

現場発生土を有効利用し、沈下のないよう十分に転圧を行います。

### (建設発生土)

現場で発生する土砂を区画整理地区内で有効利用する場合は、残土処理申請を行い、その指示に従います。

### (道路の復旧)

舗装版を撤去・復旧する際は、路面に凸凹が生じないようにアスファルトの敷均し・転圧に十分注意し施工します。工事完了後、区画整理課から路面の凸凹について指摘を受けた場合は速やかに指示に従います。

### (既設構造物の取扱い)

重機等の使用中は、構造物等を傷めないよう注意して施行しますが、不慮により壊してしまった場合は、指示に従い修復します。

### (境界杭の取扱い)

工事現場周辺に設置してある用地杭は、工事着手前に写真管理をし、その後柵等で囲み厳重に管理します。破損および紛失または境界を不明にした場合は、自社の負担により豊川駅東土地区画整理事業担当の測量業者に依頼し速やかに復旧します。

工事を進めるにあたり、仕方なく境界杭を一時撤去しなければならない場合は、事前に区画整理課に届出をします。

### (その他)

上記以外に不明な点があれば、区画整理課に協議をします。